

大阪狭山市地域防災計画(素案)の改訂の概要

<改訂箇所の凡例>

大阪狭山市地域防災計画(素案)の改訂箇所

令和4年1月

大阪狭山市防災会議

改訂方針を踏まえ、地域防災計画の主な改訂事項の概要を以下に示す。

① 防災の基本理念及び各主体の基本的責務の明確化

○被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示

第1編第1節第4 防災の基本方針【p3】

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪狭山市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、甚大な被害をもたらすおそれがある上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震に伴う被害想定結果を踏まえ市域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年(2016年)熊本地震における地震の連続発生や平成30年(2018年)に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていくこととする。

さらに、令和2年(2020年)における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など、被災後の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を実施する。

1 防災の基本理念

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。

2 計画の基本方針

この計画の基本方針を、「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則に次のとおり定め、市民・行政・防災関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携し、協働して災害対策を推進していく。

◆ 計画の基本方針◆

災害に強いまち・大阪狭山市をめざして

- ◆ 災害に強い人・まちをつくる
- ◆ いのちを守る・いのちをつなぐ減災対策の推進
- ◆ 自助、共助、公助による防災対策の推進

3 計画的な災害対策の実施

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、本市の国土強靱化に関する事項の指針となる大阪狭山市強靱化地域計画とも整合を図り絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応したマニュアル等の作成を進める。

- 災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。発生頻度が比較的高い自然災害に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロをめざす防災を実現する。さらに、極低頻度であるが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震等に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災をめざす。
- 災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害が発生するおそれがある場合は、気象警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。

○「複合災害」が発生する可能性の想定

第1編第3節第1 想定災害【p11】

この計画作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、これらの各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

1 台風等による災害

- (1) 大雨による河川の氾濫、浸水、ため池の破堤等による水害等
- (2) 強風及び竜巻による家屋の倒壊等

2 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川の氾濫、浸水、ため池の破堤等による水害等
- (2) 周りより標高の低い場所等の排除不良による浸水等
- (3) 宅地造成地による崖くずれ等

第2編第1章第1節第1 防災知識の普及啓発等【p25】

1 普及啓発の内容

- (1) 災害等の知識
 - ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
 - ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
 - ③ 地域の地形、危険場所や防災マップ・ハザードマップの確認
 - ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承

第2編第3章第12節第8 避難誘導體制の整備【p100】

災害が発生又は発生するおそれがある場合に避難者を安全な場所に迅速かつ適切に避難させるため、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、平素から特に次の事項に留意して、避難誘導體制の確立を図る。

- 1 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

○国・地方公共団体・事業者・自主防災組織・市民等各主体が一体となった防災対策の推進（各主体の基本的責務の明確化）

第1編第6節 市民、事業者の基本的責務【p23】

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民の責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (4) 災害時における感染症対策等の確認

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携・協力

- (1) 防災訓練や防災講習等の実施による災害時の支援体制の構築や地域防災の担い手の確保
- (2) 避難行動要支援者の安否確認や自主的で円滑な避難所運営等に関する支援体制の充実

なお、ボランティア活動は、その自主性に基づくことから、市、府及び市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備に努める。

第2 事業者の責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

5 NPO・ボランティア等多様な機関との連携・協力

- (1) 防災訓練や防災講習等の実施による災害時の事業継続体制の構築や担い手の確保
なお、ボランティア活動は、その自主性に基づくことから、市、府及び事業者、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備に努める。

② 大規模広域災害に対する即応力の強化

- 内閣総理大臣が災害緊急事態を布告した場合における対応

第3編第1章第7節 災害緊急事態 【p150】

内閣総理大臣は、収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに災害緊急事態の布告を行う。

- 地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化

第3編第1章第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援 【p140】

(略)

総務省は、府及び市と協力し、応急対策職員派遣制度(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

第3編第1章第13節第1 緊急輸送 【p184】

5 緊急交通路の確保

- (3) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路(重要物流道路等)において道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

本市では、主要地方道堺狭山線(府道34号)等が重要物流道路の代替・補完路に指定されている。

- 庁舎・避難所等、防災拠点の非構造部材を含む耐震対策等による安全性の確保、非常用電源の確保

第2編第1章第3節第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関 【p35】

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第2編第3章第2節第3 拠点施設の整備(防災拠点機能の確保・充実) 【p63】

1 災害対策活動拠点の整備

(2) 災害対策活動拠点については、施設(非構造部材を含む。)の耐震化を推進するほか、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備や非常用電源の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。自家発電設備等の整備にあたっては、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

第2編第3章第12節第3 指定避難所の指定、整備 【p96】

(略)

指定避難所に指定されている小・中学校等については、収容施設の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保を図るほか、避難の実施に必要な食料の備蓄や設備・機器等の整備を図り、要配慮者に配慮して整備するなど、避難所機能の強化を図る。なお、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進め、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、Wi-Fi 環境等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

○物流の途絶等に対応できるよう、必要な資材、生活必需品の備蓄

第2編第3章第14節第2 食料・生活必需品の確保 【p104】

1 食料・生活必需品の備蓄

(1) 重要物資の備蓄

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、市と府で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震(1日分)と南海トラフ巨大地震(3日分)それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

(表略)

※大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

③ 応援・受援体制の強化

○大阪府による市町村支援体制の充実

第2編第3章第3節 相互応援体制の整備 【p67】

市は、府をはじめ防災関連機関と連携して、平常時から、大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

なお、市及び府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対

応がとれるよう努めるものとする。

○大規模災害時に自衛隊が自発的に行う「提案型支援」

第3編第1章第6節第6 派遣部隊の活動 【p148】

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。
(略)

さらに、被災直後の混乱状況を前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

○総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の活用

第2編第3章第3節第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策の推進 【p68】

3 応援・受援体制の整備

市は、(略)。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

○応援・受援計画の策定

第2編第3章第3節第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策の推進 【p68】

3 応援・受援体制の整備

市は、府と連携して、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。(略)

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

なお、計画策定にあたっては、必要に応じ、府の支援を求める。

(2) 計画に定める主な内容

- ① 組織体制の整備
- ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ③ 人的応援に係る担当部局との調整
- ④ 災害ボランティアの受入れ
- ⑤ 人的支援等の提供の調整
- ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用

○他県等からの人的等支援について、具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みの設定

第2編第3章第3節第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策の推進 【p68】

3 応援・受援体制の整備

市は、府と連携して、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けられるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。(略)

(2) 計画に定める主な内容

- ① 組織体制の整備
- ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ③ 人的応援に係る担当部局との調整
- ④ 災害ボランティアの受入れ
- ⑤ 人的支援等の提供の調整
- ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用

第2編第3章第4節第7 避難訓練 【p71】

1 市

(略)

また、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、防災関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努める。

○災害ボランティア受入体制の整備(ボランティア団体・NPO等の多様な機関・団体との連携強化、情報共有会議の整備・強化 等)

第2編第1章第4節 ボランティアの活動環境の整備 【p36】

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、避難者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、これらのボランティア活動に対する支援を行う。

さらに、市、府、大阪狭山市社会福祉協議会、府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが避難者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図り、災害時には大阪狭山市社会福祉協議会は、平成23年8月に市と締結した「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。

また、大阪狭山市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置に必要な環境整備を図るとともに、連携協働団体である災害ボランティアネット^{注)}を運営する。

第2編第1章第4節第6 情報共有会議の整備・強化 【p37】

市及び府は、防災ボランティアの活動環境として、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備の推進、防災ボランティア活動の拠点の確

保、活動上の安全確保のための意見交換を行う災害ボランティアネットや情報共有会議の整備・強化を推進する。

④ 地域防災力の向上及び継続・発展

- 自助・共助の推進に向けた市民や事業者の責務等（「自らの命は自らが守る」意識の徹底、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知、防災と福祉の連携による高齢者等の避難行動に対する理解促進 等）

第1編第6節 市民、事業者の基本的責務 【p23】

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民の責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

(略)

2 災害への備え

(略)

3 地域防災活動への協力等

(略)

4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携・協力

(略)

第2 事業者の責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

(略)

2 災害への備え

(略)

3 出勤及び帰宅困難者への対応

(略)

4 地域防災活動への協力等

(略)

5 NPO・ボランティア等多様な機関との連携・協力

(略)

○平時における市民・自主防災組織等に対する防災教育・啓発内容の充実

- ◇避難情報の意味、発令時にとるべき行動
- ◇規模の大きな地震の連続発生の可能性の啓発(平成28年熊本地震の教訓)
- ◇非常持ち出し品(貴重品、避難用具、非常食品、衛生用品等)の備蓄・準備
- ◇生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進
- ◇自動車等へのこまめな満タン給油 等

第2編第1章第1節第1 防災知識の普及啓発等 【p25】

本市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害、風水害、土砂災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の係わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人ひとりが確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知する。

また、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るとともに、災害時においてもわいせつ行為や性的な暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「わいせつ行為や暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

Ⅰ 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の地形、危険場所や防災マップ・ハザードマップの確認
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 一時避難場所、指定緊急避難場所、広域的な一時避難場所、指定避難所、福祉避難所、地域一時避難場所等の役割
- ⑥ 男女共同参画等の視点を取り入れた、多様な主体との連携・協働
- ⑦ 地域社会への貢献
- ⑧ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ⑨ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識

(2) 災害への備え

- ① 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄とローリングストック(日常的に備蓄物資を消費し買い足すという行為)の必要性
- ② 非常持ち出し品(貴重品、避難用具、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類、日常的に使用している薬(常用薬)やお薬手帳、応急医薬品、非常食、衛生用品、家族構成に合わせて紙おむつや粉ミルクなど)の準備
- ③ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

- ⑤ 落下物等による負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具の転倒防止対策や什器類の固定、家屋・施設・ブロック塀・擁壁等の予防・安全対策
- ⑥ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）及び家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- ⑦ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑧ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- ⑨ 防災気象情報に関する知識
- ⑩ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ⑪ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難といった避難情報や警戒レベル意味と、発令時にとるべき行動
- ⑫ 大阪府が発信する災害モード宣言の主旨
- ⑬ 中高層集合住宅等における災害リスクと予防・安全対策
- ⑭ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑮ 安全な親戚・知人宅、ホテル等の多様な避難先の確認
- ⑯ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- ⑰ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑱ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑲ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、避難者や支援者がわいせつ行為や性的な暴力・DVの被害者にも加害者にもならないような「わいせつ行為や暴力は許されない」という意識

(3) 災害時の行動

(略)

- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル、災害モード宣言等に応じた具体的にとるべき行動

(略)

○地区防災計画の作成や市民・事業者・自主防災組織・消防団・地域防災推進リーダー等の連携強化による地区内の防災・減災活動の促進

第2編第1章第2節第1 地区防災計画等の策定等 【p30】

(略)

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2編第1章第2節第2 自主防災組織の育成 【p30】

(略)

また、研修の実施などによる地域防災推進リーダー（防災士、安全安心推進リーダー）の育成、高齢者や障がい者、女性、中高生等といった多様な主体が参加できるような環境の整備な

どにより、これらの組織活動を促進する。

○各種事業者等との連携による消防団組織の多様化や消防団の資機材等の充実の促進

第2編第3章第7節第1 消防力の充実 【p78】

5 地域の初期消火力の向上

市民自ら身を守るという市民の防火意識を高揚し、消火器等の消火資機材を備えるとともに、消火訓練を実施し、防火用水の確保、風呂水の汲み置き、感震ブレーカーの設置等を地域ぐるみで推進する。

工場、事業所等においても、自主防災体制の強化、消防協力事業所(堺市消防局)表示制度の導入検討及び社員等への周知などを図るとともに、堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)や女性防火クラブ等の民間防災組織等と連携強化を図り、地域ぐるみでの防火組織体制の整備を推進する。また、住宅火災による死亡の防止対策である住宅火災警報器の設置・管理を推進する。

○企業防災の推進(リスクマネジメントの実施、発災時間帯別の対応ルールづくり等の帰宅困難者対策、中小企業等における事業継続力強化計画の策定、非常時におけるテレワーク・時差出勤・計画的休業等の適正な措置、緊急地震速報受信装置等の積極的活用等)

第2編第1章第3節 企業防災の推進 【p34】

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第1 事業者

1 事業継続計画(BCP)の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

2 事業継続マネジメント(BCM※)の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、企業防災活動の推進に努める。

(1) 防災体制の整備

(2) 従業員の安否確認体制の整備

(3) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

(4) 防災訓練

(5) 事業所の耐震化・耐災化

(6) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

(7) 予想被害からの復旧計画の策定

(8) 各計画の点検・見直し

(9) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

(10)取引先とのサプライチェーンの確保

※ 事業継続マネジメント(BCM)

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

3 その他

- (1) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (2) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (3) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

○学校園における防災教育の充実、防災対策の推進(児童・生徒の登下校時の対応を含めた校内防災体制の整備、学校における食料等の備蓄推進 等)

第2編第1章第1節第2 学校園における防災教育 【p27】

市民の防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園(幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等)における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校園は、園児・児童・生徒等の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校園との連絡方法
(略)
- (6) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (7) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

2 教育の方法

- (略)
- (3) 教育用防災副読本、動画の活用
(略)
- (8) 自主防災組織や消防団及び地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)、ボランティア等との連携

3 教職員等の研修

教育委員会は、地震・水害、土砂災害等に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(略)

5 校園内防災体制の確立

学校園は、園児・児童・生徒等の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を見直すとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校園内防災体制の確立に努める。

6 災害時の備蓄品

学校園は、園児・児童・生徒等が在園（在園）中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校園の実情に合わせて食料や飲料水等の備蓄品を整備する。

第2編第1章第1節第3 職員に対する防災教育（人材の育成・活用）【p28】

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員の専門教育を強化する。（略）

1 教育の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関することを含む。）
- (6) 防災関係法令の適用
- (7) 図上訓練の実施
- (8) その他必要な事項

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知
- (4) 防災士等の各種資格の紹介と資格取得の支援

○災害応急対策等に係る業務を行う企業・団体と国・地方公共団体との協定締結を促進

第2編第3章第3節 相互応援体制の整備【p67】

市は、府をはじめ防災関連機関と連携して、平常時から、大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

なお、市及び府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけですべての対策を行うことは困難であり、また、近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、既に府内の市町村等と広域的な災害応援協定を締結しているが、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

第2編第3章第3節第9 事業者、ボランティアとの連携 【p69】

市は、企業等との間で連携強化を進め、(略)

なお、協定を締結している事業者が複数ある場合、事業者間での公平性を確保するため、応援要請を依頼(発注)する場合の事業者選定ルールを明確にするとともに、当該事業者に周知する。

○地域コミュニティの活性化による防災・減災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体との連携・協働、災害ボランティアの活動環境の整備等を推進

第1編第1節第5 計画の修正 【p4】

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、(略)

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、防災計画間の必要な調整、国や府からの本市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第2編第1章第1節第1 防災知識の普及啓発等 【p25】

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性

(略)

⑥ 男女共同参画等の視点を取り入れた、多様な主体との連携・協働

(略)

第2編第1章第4節 ボランティアの活動環境の整備 【p36】

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、避難者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、これらのボランティア活動に対する支援を行う。

さらに、市、府、大阪狭山市社会福祉協議会、府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが避難者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図り、災害時には大阪狭山市社会福祉協議会は、平成23年8月に市と締結した「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。

また、大阪狭山市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置に必要な

環境整備を図るとともに、連携協働団体である災害ボランティアネット^注を運営する。

⑤ 水害対策・土砂災害防止対策の強化

○想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水への対策の強化

第2編第2章第1節第2 都市基盤施設の防災機能の強化 【p39】

市は、公園、道路、河川、ため池、下水道等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備やため池の耐震診断を進める。また、市は府と連携を図り、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備や想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう「大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成31年3月）」に基づいた耐震対策を行うとともに、ため池管理者等関係機関とも連携して、その機能の保全に努める。

第2編第2章第3節第2 水害減災対策の推進 【p47】

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、府は、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示を行うとともに、市では、避難体制の整備を行う。

4 洪水浸水想定区域の指定・公表

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

本市域内では、府が水防法第14条第1項の規定により、令和元年11月に大和川水系西除川ブロック（西除川、三津屋川、東除川他）に係る洪水浸水想定区域が指定された。

府は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

○水害対応タイムラインに基づく取組み等の実施

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備 【p98】

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月公表）に基づき、「大阪狭山市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年5月改訂）。

避難指示等の発令判断にあたっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等（事前防災行動計画）の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するものとする。

○防災マップ・ハザードマップ等の配布・回覧による平時からの災害リスクの周知

第2編第2章第3節第2 水害減災対策の推進 【p47】

6 洪水リスクの開示

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民等に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

市は、防災マップ・ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。また、防災マップ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2編第2章第4節第4 警戒避難体制等の整備 【p53】

1 危険区域(危険箇所)の周知

(1) 土砂災害に係る危険箇所について、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ・ハザードマップ・パンフレット等の作成、配布等により当該地域住民に周知する。防災マップ・ハザードマップの配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

○適切な避難行動を促す情報伝達

- ◇「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の追加
- ◇Lアラート等の多様な手段を活用した避難指示等の伝達

第2編第3章第6節第4 情報収集伝達体制の整備 【p75】

2 伝達手段の多様化

様々な環境下にある市民や職員に対し、災害情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多様化を図る。

- (1) 防災行政無線
- (2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- (3) テレビ
- (4) ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)
- (5) Lアラート(災害情報共有システム)
- (6) ポータルサイト(おおさか防災ネット)のウェブページやメール
- (7) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
- (8) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)
- (9) ワンセグ、フルセグ
- (10) 災害・緊急情報配信システム(事前登録したメール・固定電話・FAXへの配信)
- (11) 広報誌(災害臨時号)の発行
- (12) 広報車の巡回等

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備 【p98】

2 市民等への周知・意識啓発

市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、防災マップ・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」、「垂直避難（上階等移動）」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと市民へ平常時から周知しておく。

○河川に対する避難指示等の発令基準の設定

第2編第3章第3節第2 水害減災対策の推進【p47】

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、府は、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示を行うとともに、市では、避難体制の整備を行う。

1 水位到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある西除川（狭山池余水吐～大和川合流）を水位周知河川として指定しており、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合は、水防管理者等にその到達情報を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

西除川の水位基準（野田）

水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位 （危険水位）
0.700m	1.000m	1.400m	1.600m

また、府は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努めるとともに、洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備【p98】

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月公表）に基づき、「大阪狭山市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年5月改訂）。避難指示等の発令判断にあたっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等（事前防災行動計画）の最新の知見を参考にするとともに、適宜、マニュアルを改訂するものとする。

○洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する避難情報の伝達及び情報連携

第2編第2章第3節第2 水害減災対策の推進【p47】

5 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1)～(2) (略)

(3) 市長は、上記(2)に関する報告を受けたときは、必要に応じて要配慮者利用施設の所有

者又は管理者に対し、浸水等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。

第2編第2章第4節第4 警戒避難体制等の整備 【p53】

1 危険区域(危険箇所)の周知

(略)

(5) 市長は、上記(4)に関する報告を受けたときは、必要に応じて要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。

⑥ 市民等の円滑かつ安全な避難の確保

○災害種別に応じた指定避難所、指定緊急避難場所の指定、地域一時避難所の検討

第2編第3章第12節第10 避難者の受入れ【p101】

市は、指定避難所(指定緊急避難場所)に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう大阪狭山市避難所運営マニュアルの見直し等に努める。

市は、避難指示等が発せられていない状況において、自宅での待機に不安を持つ市民の方から自主避難に関する要望がある場合に、一時的に避難を受け入れるための施設を適切に開設できるよう施設管理者等と協議を行うものとする。

また、市は、自治会や自主防災組織、地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)などと連携し、高齢化の進行や地域の災害リスクなどの地域特性を踏まえ、地域住民の自主的な早期避難の受入れなどを円滑に実施できるよう、地域が主体となって開設・運営を行う地域一時避難場所の開設方策等について検討する。

第3編第1章第11節第6 指定避難所の開設及び運営等

3 指定避難所及び一時的に避難を受け入れるための施設(自主避難所)の開設【p175】

(略)

(3) 本部長は、避難指示等が発せられていない状況において、自宅での待機に不安を持つ市民の方から自主避難に関する要望がある場合に、防災気象情報や自主避難に関する問い合わせ状況などを勘案し、施設管理者等と協議のうえ、一時的に避難を受け入れるための施設(自主避難所)を開設するものとする。地震解錠ボックスが設置されている指定避難所は、避難所の運営主体となる自主防災組織等への周知に努める。

○JIS規格に基づく災害種別一般図記号を用いた避難場所等の明示

第2編第3章第12節第1 避難場所・避難路の指定・周知

2 避難場所及び避難路の明示・周知【p96】

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、日本産業規格(JIS)に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するように努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方を含め、防災マップ・ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

○避難指示等の具体性と迅速性の確保

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備 【p98】

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月公表）に基づき、「大阪狭山市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年5月改訂）。

避難指示等の発令判断にあたっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等（事前防災行動計画）の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するものとする。

○わかりやすい避難情報の伝達（避難の対象者、とるべき避難行動等）

第3編第1章第11節 避難誘導 【p169】

市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所への避難誘導等、人命の被害の軽減を図る。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに応じたとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、市が定める「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。

第3編第1章第11節第2 避難指示等の発令・伝達・周知 【p170】

（略）

避難情報の発令にあたっては、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報区分に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

○避難行動等を支援する避難情報の充実（5段階の「警戒レベル」・「緊急安全確保」の新規運用、「避難勧告」・「避難指示」の一本化等の避難情報の区分・名称変更への対応）

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備 【p98】

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

（略）

避難情報等と市民等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

（表省略）

○大阪府による「災害モード宣言」が発令された場合の対応

第3編第1章第4節第5 府による災害モード宣言 【p138】

災害モード宣言とは、府が、市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるもので、以下の場合に発信される。

1 発信の目安

(表省略)

2 発信の内容(発信された場合にとるべき対応)

市は、府が「災害モード宣言」を行ったときは、府と連携して状況に応じた情報発信を行う。

(表省略)

○台風接近前における市民の適切な行動(不要不急の外出抑制等)を促す情報提供

第3編第1章第4節第2 災害広報 【p136】

1 広報の内容

【台風接近時】

(略)

⑧ 台風についての情報(進路予想図、予報円等)や気象の状況

⑨ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ

○災害応急対策従事者の安全確保

第3編第1章第1節 組織動員 【p115】

市をはじめ防災関係機関は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保及び健康管理(マスク着用等による感染症対策を含む。)に十分留意し、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施する。

○被災者等のメンタルヘルスケア対策

第3編第2章第4節第2 被災した避難行動要支援者への支援活動 【p204】

1 在宅福祉サービスの継続的提供

(略)

また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア(メンタルヘルスケア)対策に努める。

第3編第2章第9節第4 被災者の健康維持活動 【p219】

2 被災者及び災害業務従事者等の心の健康相談(メンタルヘルスケア)等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

○「避難指示等判断・伝達マニュアル」「避難所運営マニュアル」との整合性確認

第2編第3章第12節第6 指定避難所の管理運営体制の整備 【p97】

市では、災害発生後の避難所の開設・運営を迅速かつ適切に実践することを目的として、「大阪狭山市避難所運営マニュアル」を作成している(平成25年6月策定、令和2年7月修正)。

指定避難所の管理運営体制の確立・強化を図るため、このマニュアルや防災訓練(避難所内での感染症対策や熱中症の予防や対処法を想定した訓練を含む。)等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備 【p98】

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月公表）に基づき、「大阪狭山市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年5月改訂）。

避難指示等の発令判断にあたっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等（事前防災行動計画）の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するものとする。

○災害時の代替輸送手段の確保の検討

第2編第3章第9節第1 陸上輸送体制の整備 【p84】

6 府による輸送基地の確保

府は、緊急物資を受け付けし、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。なお、災害時に輸送基地から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な輸送基地を選定するよう努める。

第2編第3章第11節第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発 【p94】

（略）

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

⑦ 避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の強化

○避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備、避難行動要支援者名簿の適切な保管管理

第2編第3章第10節第1 避難行動要支援者名簿の作成・運用 【p86】

市では、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」をふまえ、大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定している（平成22年4月策定、令和3年4月最終改訂）。

避難行動要支援者支援体制の整備は、この計画を基本として推進することとする。

1 個別避難計画の策定及び提供、管理等

(1) 個別避難計画の策定、管理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、大阪狭山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップ・ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 個別避難計画の提供、漏洩防止管理

堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)、大阪府黒山警察署、民生委員・児童委員、大阪狭山市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例等の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るとともに、個別避難計画情報の漏洩の防止等に必要な措置を講じる。

(3) その他の避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備などに努める。

2 避難行動要支援者の情報把握

市の関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握(居所、家族構成、緊急連絡先、障がいの程度、日常生活自立度、かかりつけ医等)に一層努める。なお、情報把握するにあたっては、該当者及びその家族のプライバシーに十分に配慮する。

(略)

6 訓練の実施

避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所生活での支援、情報漏洩の防止などについて、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

○洪水・土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化(従来の努力義務から変更)

第2編第2章第3節第2 水害減災対策の推進

5 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保【p48】

(略)

(2) 上記(1)により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

第2編第2章第4節第4 警戒避難体制等の整備【p53】

1 危険区域(危険箇所)の周知

(1)~(3) (略)

(4) 土砂災害(特別)警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報

告しなければならない。

○個別避難計画の作成（市の努力義務化）

第2編第3章第10節第1 避難行動要支援者名簿の作成・運用 【p86】

1 個別避難計画の策定及び提供、管理等

(1) 個別避難計画の策定、管理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、大阪狭山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップ・ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

○要配慮者が滞在可能な居室の確保

第2編第3章第12節第5 要配慮者に配慮した施設整備等 【p97】

(1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保することなど、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

○社会福祉施設等との災害協定締結の推進

第2編第3章第10節第4 福祉避難所の指定 【p91】

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。具体的には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所（二次的な避難施設）として指定するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう個別避難計画等の作成に努める。

○避難行動要支援者の支援におけるボランティア団体との連携強化

第2編第3章第10節第1 避難行動要支援者名簿の作成・運用

3 支援体制の整備【p87】

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、必要な支援体制の整備に努める。

○指定避難所における要配慮者の福祉支援を行う福祉専門職(DWAT)の派遣制度の活用

第3編第2章第4節第1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況等の把握 【p204】

3 避難行動要支援者の被災状況と福祉ニーズの把握

(略)

また、市は、必要に応じ、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)の派遣制度の活用を検討する。

府は、被災市からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)を被災市へ派遣し、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等を支援する。

○訪日外国人等に対する情報提供支援の充実

第2編第3章第10節第5 外国人に対する防災対策の充実 【p92】

2 情報発信等による支援

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

また、指定避難所や避難路の表示など災害に関する案内板について、外国語の併記表示を推進するなど、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

外国人観光客に対する支援として、府と連携して、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信の充実に努める。

⑧ 避難所等における生活環境の維持・向上等

○マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及

第2編第3章第12節第6 指定避難所の管理運営体制の整備 【p97】

市では、災害発生後の避難所の開設・運営を迅速かつ適切に実践することを目的として、「大阪狭山市避難所運営マニュアル」を作成している(平成25年6月策定、令和2年7月修正)。

指定避難所の管理運営体制の確立・強化を図るため、このマニュアルや防災訓練(避難所内での感染症対策や熱中症の予防や対処法を想定した訓練を含む。)等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。知識等の普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(略)

○市民主体の運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用

第2編第3章第12節第6 指定避難所の管理運営体制の整備 【p97】

(略)

指定避難所の管理運営体制の確立・強化を図るため、このマニュアルや防災訓練（避難所内での感染症対策や熱中症の予防や対処法を想定した訓練を含む。）等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。知識等の普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第3編第2章第12節第1 ボランティアの受入れ【p226】

市は、大阪狭山市社会福祉協議会、府、日本赤十字社大阪府支部、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、ボランティアが被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して活動できるよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

○避難所の良好な生活環境確保のための専門家との定期的な情報交換

第3編第1章第11節第6 指定避難所の開設及び運営等

4 指定避難所の運営・管理【p175】

(略)

(9) 生活環境への配慮

関係各部署は協議のうえ、食事供与の状況、仮設トイレや公衆電話の設置など、避難生活が常に良好なものとするため、環境整備に努める。

なお、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、必要に応じて、専門家等との定期的な情報交換を行う。

○災害ボランティア団体等の情報共有の場を設置するなど連携のとれた支援活動

第2編第1章第4節 ボランティアの活動環境の整備【p36】

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、避難者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、これらのボランティア活動に対する支援を行う。

第6 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、防災ボランティアの活動環境として、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備の推進、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保のための意見交換を行う災害ボランティアネットや情報共有会議の整備・強化を推進する。

○指定避難所の滞在環境の整備、ネットワーク及びWi-Fiの環境の整備、電力容量の確保

第2編第3章第12節第3 指定避難所の指定、整備【p96】

(略)

さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、Wi-Fi環境等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

○防災情報の迅速な情報提供、安否確認、避難所のニーズ把握等のための通信手段の確保

第2編第3章第6節第3 無線通信施設の整備【p74】

3 衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した市民への情報伝達体制の整備
災害時における情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急の初動体制を早期に確立するため、また、被災者への情報提供等のため、衛星電話、緊急速報メール、災害・緊急情報配信システム、地域FM等の整備、充実を図る。

第2編第3章第6節第4 情報収集伝達体制の整備【p75】

2 伝達手段の多様化

様々な環境下にある市民や職員に対し、災害情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多様化を図る。

(1) 防災行政無線

(2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

(3) テレビ

(4) ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)

(5) Lアラート(災害情報共有システム)

(6) ポータルサイト(おおさか防災ネット)のウェブページやメール

(7) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

(8) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)

(9) ワンセグ、フルセグ

(10) 災害・緊急情報配信システム(事前登録したメール・固定電話・FAXへの配信)

(11) 広報誌(災害臨時号)の発行

(12) 広報車の巡回等

○避難所運営における車中泊等やペット同行避難などへの対応

第3編第1章第11節第6 指定避難所の開設及び運営等【p174】

市は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない(車中泊、テント泊、居宅等)被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

4 指定避難所の運営・管理

(略)

(15) 家庭動物(ペット)の飼育への配慮

指定避難所における家庭動物の飼育スペースの確保、及び飼育者の周辺への配慮を徹底す

る。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第3編第2章第3節 食料・生活必需品等供給 【p200】

(略)

また、居宅、テント泊及び車中泊等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

○市外の避難者の受入れ方策

第3編第1章第11節第14 広域避難 【p180】

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 府外の広域避難の協議等

他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

⑨ 必要物資の供給体制の強化

○市内の物資拠点から各避難所への配送ルールの作成や支援物資の円滑な支給体制の構築(物資調達・輸送調整等支援システムの活用等)

第2編第3章第14節第2 食料・生活必需品の確保 【p104】

2 備蓄・供給体制の整備

(略)

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

(1) 市は、既にさやか公園及び東大池公園の防災備蓄倉庫での備蓄に加え、発災時のリスクや迅速な対応を図るため指定避難所またはその周辺での分散備蓄を進めており、備蓄物資等の管理に努める。

(略)

(5) 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給に関する体制やマニュアルの整備に努める。

第3編第2章第3節 食料・生活必需品等供給 【p200】

(略)

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）または非常本部等に対し、物資の調達を要請する。また、物資の調達・輸送にあたっては、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努める。

○配送状況やニーズ把握のための情報共有体制の整備

第3編第2章第3節 食料・生活必需品等供給【p200】

(略)

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）または非常本部等に対し、物資の調達を要請する。また、物資の調達・輸送にあたっては、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努める。

○輸送拠点としての活用可能な民間事業者施設の把握

第2編第3章第14節第2 食料・生活必需品の確保

2 備蓄・供給体制の整備【p106】

(略)

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

○供給物資が不足した場合の調達体制の整備（大阪府や他市町村への要請体制、府のプッシュ型支援の受入体制、民間企業・建設業団体等との協力体制の締結推進・強化 等）

第2編第3章第2節第5 装備資機材等の備蓄【p64】

1 資機材等の整備・備蓄及び技術者等の把握

(略)

また、速やかな災害応急対策ができるよう、契約方法の事前検討をはじめ、建設業団体等との災害協定の締結を推進するなど、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第2編第3章第14節第2 食料・生活必需品の確保【p104】

2 備蓄・供給体制の整備

(略)。さらに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3編第1章第5節第6 応援受入体制の確保【p142】

2 受入施設の整備

市長は、府及び他市町村等からの職員や物資等の応援を速やかに受入れるための施設や警察・消防・自衛隊の応援部隊の展開、宿営等のための拠点をあらかじめ指定し、整備しておく。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

- 重要物流道路にかかる国の支援（重要物流道路の機能強化、重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧の代行制度等）

第2編第3章第9節第1 陸上輸送体制の整備 【p84】

5 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第3編第1章第13節第1 緊急輸送

5 緊急交通路の確保

(3) 重要物流道路等における道路啓開等の支援【p186】

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路（重要物流道路等）において道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

本市では、主要地方道堺狭山線（府道34号）等が重要物流道路の代替・補完路に指定されている。

⑩ 災害廃棄物対策の強化

- 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化

第2編第2章第1節第5 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 【p41】

3 災害廃棄物等（堆積物を含む。）処理（府、市）

(1) 市は、復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。

(2) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の選定条件や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

(3) 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(4) 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

(5) 市及び府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

(6) 市及び府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(7) 市及び府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

- 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進（建設業者等との連携した解体体制整備、災害ボランティア活動の環境整備等）

第2編第2章第1節第5 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 【p41】

3 災害廃棄物等（堆積物を含む。）処理（府、市）

(1)～(6) (略)

(7) 市及び府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第3編第2章第10節第4 災害廃棄物等処理 【p222】

3 処理活動

災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分の実施については、処理方針を大阪狭山市災害廃棄物処理基本計画にて定めるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体制度を整備する。

第3編第2章第10節第6 府等への応援要請 【p223】

1 ごみ、し尿、災害廃棄物等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や施設の処理能力が不足する場合には、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的にあらかじめ定めた場所への災害廃棄物等の搬出を行う。

- 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)等に関する情報公開・周知

第2編第2章第1節第5 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 【p41】

3 災害廃棄物等（堆積物を含む。）処理（府、市）

(1) (略)

(6) 市及び府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(7) 市及び府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

⑩ 大規模災害時における道路通行機能確保対策の強化

- 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（運転者不在時の道路管理者等による車両移動等）

第3編第1章第13節第1 緊急輸送

5 緊急交通路の確保

(2) 災害発生時の応急措置

② 道路啓開【p186】

市内の民間建設業者等の協力を得て、道路上の倒壊障害物の除去・移動や、放置車両の移動等の啓開作業を行う。作業にあたっては、大阪府黒山警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

○道路啓開にあたっての関係機関、道路管理者間の連携・調整の強化

第3編第1章第13節第1 緊急輸送 【p184】

5 緊急交通路の確保

(2) 災害発生時の応急措置

市、府、大阪府黒山警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

○市緊急交通路の指定・見直し

資料編 資料3-16 市の緊急交通路 【p48】

市道半田7号線(半田二丁目362~東茱萸木三丁目2284)

府道富田林泉大津線(茱萸木七丁目~大野東)

市道茱萸木南側線(茱萸木七丁目1500-1~茱萸木七丁目2105)

⑫ 復旧・復興対策の強化(被災者の生活再建への支援等)

○家屋被害認定調査に関する体制の強化、建築士会との連携・受入体制の整備

第2編第3章第13節第4 罹災証明書の発行体制整備 【p103】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した

調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

○罹災証明書の発行体制の整備・強化（被災者支援システムの活用 等）

第2編第3章第13節第4 罹災証明書の発行体制整備 【p103】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

○電気・ガス・水道等のライフライン被害・復旧状況等に関する情報提供の充実（事業者のホームページ等、多様な伝達手段の活用）

第2編第3章第15節第7 市民への広報 【p111】

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について、各事業者のホームページ等の多様な伝達手段を活用して広報活動を実施し、利用者の意識の高揚を図る。

第3編第1章第14節第4 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） 【p190】

3 広報

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第3編第1章第14節第5 ガス（大阪ガス株式会社）

3 広報【p191】

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

○みなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ）の活用

第3編第2章第7節第4 応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅） 【p210】

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を積極的に活用する。

○義援物資等の受入れ時の広報（被災者のニーズ考慮、小口・混載支援物資への配慮等）

第2編第1章第1節第1 防災知識の普及啓発等

1 普及啓発の内容【p25】

（略）

⑨ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識

⑬ 新型コロナ禍を踏まえた避難所等における感染症対策の充実

○避難所における過密抑制、ホテル等の避難場所としての活用検討

第1編第1節第4 防災の基本方針【p3】

(略)

さらに、令和2年(2020年)における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など、被災後の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を実施する。

第2編第3章第12節第3 指定避難所の指定、整備

第4 指定避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策【p97】

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所内の過密抑制対策や指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応について、平常時から庁内関係部局が連携して必要な措置を講じるとともに、必要な場合には、市外のホテル等の他、空家・空室などの避難所としての活用等を含めて検討するよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、市は、平常時から保健所と連携して、防災マップ・ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

○知人宅・親戚宅や在宅避難の検討の呼びかけ

第2編第1章第1節第1 防災知識の普及啓発等

1 普及啓発の内容

(2) 災害への備え【p26】

(略)

⑮ 安全な親戚・知人宅、ホテル等の多様な避難先の確認

第2編第2章第3節第2 水害減災対策の推進

6 洪水リスクの開示

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用【p49】

(略)。また、防災マップ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2編第2章第4節第4 警戒避難体制等の整備【p53】

市は、市民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

1 危険区域(危険箇所)の周知

(1) 土砂災害に係る危険箇所について、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ・ハザードマップ・パンフレット等の作成、配布等により当該地域住民に周知する。防災マップ・ハザードマップの配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がな

いこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第2編第3章第12節第7 避難指示等の事前準備 【p98】

2 市民等への周知・意識啓発

市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、防災マップ・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」、「垂直避難（上階等移動）」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと市民へ平常時から周知しておく。

○マスク・消毒液・体温計・パーティション等の必要物資の備蓄推進

第2編第3章第14節第2 食料・生活必需品の確保

1 食料・生活必需品の備蓄

(2) その他の物資の確保【p105】

以下の物資の確保体制を整備する。

(略)

- ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、手指消毒液、器具等消毒薬品、体温計、うがい薬、助産に必要な物品等）
- ⑨ ブルーシート、土のう袋
- ⑩ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑪ 簡易ベッド、間仕切り等

○感染症対策に配慮した避難スペースの確保や車中泊などへの対応も含めた避難所開設・運営訓練の積極的な実施

第2編第3章第4節第7 避難訓練 【p71】

1 市

大阪府黒山警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難指示等の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には市民等の協力を得て実施するが、特に高齢者等の避難行動要支援者の積極的な参加の呼び掛けや在宅避難者、テント泊、車中泊、ペット同行避難者への対応など、より現実に即した訓練を行う。

(略)

4 避難所開設・運営に関する訓練

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、性被害やDV被害、虐待等が発生しにくい避難所設営となるよう配慮しながら訓練を実施する。

⑭ その他の修正

○防災拠点における長期停電・通信障害への対応強化

第2編第3章第6節 情報収集伝達体制の整備 【p74】

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測装置の活用を図る。

第2編第3章第6節第5 災害広報・広聴体制の整備 【p76】

4 停電時の市民への情報提供

市は、電気事業者と適宜連携し、停電時にインターネット等を使用できない避難者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

第3編第1章第4節第2 災害広報【p136】

市は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示、災害時広報誌（災害時臨時号）の発行、災害・緊急情報配信システムの活用など、多様な方法により広報活動を実施する。

○帰宅困難者支援体制の整備（一時滞在施設の確保、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく訓練実施 等）

第2編第3章第11節 帰宅困難者支援体制の整備 【p93】

（略）

このため、市は、府や関西広域連合等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる物資の備蓄など促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設などの受入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、防災関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

○「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」（平成28年1月策定）を踏まえた住宅・建築物耐震対策等の推進（ブロック塀等の安全対策、家具の転倒防止の促進、公共建築物の耐震化推進 等）

第2編第2章第2節第1 建築物の耐震対策の促進 【p44】

市及び防災関係機関は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」（平成28年1月改訂）及び「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」（平成30年度改訂）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び必要な耐震改修の促進、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組みを進める。

市は、耐震化の進捗状況や社会経済情勢の変化、関連計画等をふまえて、耐震促進計画の見直しの必要性について検討するとともに、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。また、市、府及び建築関係団体は、連携を一層強化し、耐震対策の推進を図る。

るとともに、市は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上に努める。

○空き家等に対する防災対策の実施（倒壊等の二次災害の防止）

第2編第2章第2節第3 空き家等の対策 【p46】

市は、災害による建物倒壊や火災等による二次被害を防止するため、「大阪狭山市空家等対策計画」に基づき、平常時から空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

空家が放置され老朽化し、危険な状態とならないよう、空家バンク制度や既存民間建築物除却補助制度を活用し、空家の減少に努める。

○災害時の保健医療活動にかかる体制整備（災害時健康危機管理支援チーム〔DHEAT〕の応援派遣）

第3編第2章第9節第4 被災者の健康維持活動

3 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣要請【p220】

府は、災害が発生し、府内の保健所、保健所設置市等の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を検討し、必要に応じて、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市等からの災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

○災害時における情報提供方策の充実（災害時広報誌（災害時臨時号）の発行、災害緊急情報配信システムによる配信 等）

第2編第3章第6節 情報収集伝達体制の整備 【p74】

（略）

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線（同報系）の接続や災害・緊急情報配信システムなど、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを活用する。

第2編第3章第6節第4 情報収集伝達体制の整備

2 伝達手段の多様化【p76】

様々な環境下にある市民や職員に対し、災害情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多様化を図る。

（略）

（9）ワンセグ、フルセグ

（10）災害・緊急情報配信システム（事前登録したメール・固定電話・FAX への配信）

（11）広報誌（災害臨時号）の発行

（12）広報車の巡回等

第2編第3章第10節第2 その他の要配慮者支援対策

2 情報連絡手段の整備【p90】

（略）

（2）FAXによる緊急情報の提供

市は、聴覚障がいのある市民に対し、災害の際にFAXを利用し、緊急情報を提供する。

（3）災害・緊急情報配信システムによる緊急情報の提供

第3編第1章第4節第2 災害広報 【p136】

市は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示、災害時広報誌(災害時臨時号)の発行、災害・緊急情報配信システムの活用など、多様な方法により広報活動を実施する。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合にとるべき防災対応や、その実行にあたっての仕組み等の追記

◇「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」との整合

◇「南海トラフ地震に関連する情報」の名称変更 等

付編2第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について 【p262】

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

南海トラフ地震臨時情報の種類と概要

(表省略)

付編2第4節第2 防災対応

市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等)
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等と

の安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)

(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

○災害復旧における適切な入札契約方式等の検討

第2編第3章第2節第5 装備資機材等の備蓄 【p64】

1 資機材等の整備・備蓄及び技術者等の把握

燃料・発電機・建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により、資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結しており、災害時においても円滑な供給が図られるよう、協定を締結し、災害時に円滑な供給を図る。

また、速やかな災害応急対策ができるよう、契約方法の事前検討をはじめ、建設業団体等との災害協定の締結を推進するなど、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第2編第3章第3節第9 事業者、ボランティアとの連携 【p69】

(略)。なお、協定を締結している事業者が複数ある場合、事業者間での公平性を確保するため、応援要請を依頼(発注)する場合の事業者選定ルールを明確にするとともに、当該事業者に周知する。

○大阪府北部地震に関する課題対応

第1編第1節第4 防災の基本方針 【p3】

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪狭山市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、甚大な被害をもたらすおそれがある上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震に伴う被害想定結果を踏まえ市域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年(2016年)熊本地震における地震の連続発生や平成30年(2018年)に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていくこととする。

第2編第1章第1節第1 防災知識の普及啓発等 【p25】

1 普及啓発の内容

(2) 災害への備え

(略)

- ⑤ 落下物等による負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具の転倒防止対策や什器類の固定、家屋・施設・ブロック塀・擁壁等の予防・安全対策

2 普及啓発の方法

(1) 広報誌等による啓発

(略) 啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災をはじめ平成28年熊本地震、平成30年大阪北部地震、豪雨による各種災害等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、動画への字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

第2編第2章第2節第1 建築物の耐震対策の促進【p44】

市及び防災関係機関は、「住宅建築物耐震10ヶ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計

画)」「平成28年1月改訂)及び「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」(平成30年度改訂)に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び必要な耐震改修の促進、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組みを進める。

市は、耐震化の進捗状況や社会経済情勢の変化、関連計画等をふまえて、耐震促進計画の見直しの必要性について検討するとともに、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

また、市、府及び建築関係団体は、連携を一層強化し、耐震対策の推進を図るとともに、市は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上に努める。

○堺市への消防事務の委託及び水道事業の大阪広域水道企業団への統合に伴う変更への対応

第1編第5節第1 大阪狭山市

8 水資源部[経営総務グループ](給水部)【p18】

- (1) 大阪広域水道企業団への連絡及び調整に関すること。
- (2) 大阪府下水道室(南部流域下水道事務所)への連絡調整に関すること。
- (3) 本部指示による他部への応援に関すること。

9 危機管理室[消防担当](消防部)

- (1) 堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)への連絡及び調整に関すること。
- (2) 消防団に関すること。
- (3) 本部指示による他部への応援に関すること。

第1編第5節第4 堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)【p19】

- 1 災害情報の収集に関すること。
- 2 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置に関すること。
- 3 消火、救助、救急、救護活動に関すること。

第2編第3章第1節第2 大阪狭山市災害警戒本部【p61】

1 組織

(略)

本部参画団体:堺市消防局(堺市大阪狭山消防署長が指名した者)

第2編第3章第1節第3 大阪狭山市災害対策本部【p62】

1 組織

(略)

本部参画団体:堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)

オブザーバ参加団体:大阪広域水道企業団(大阪狭山水道センター)

(堺市消防局及び大阪広域水道企業団に関連する改訂箇所は多岐にわたる為、記載を省略)

○国、府、市及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等への対応

(名称変更等に伴う改訂箇所は多岐にわたる為、記載を省略)